



あけましておめでとうございます

代表 長沼 隆弘

ここ数年、少子高齢化社会の中で雇用の確保が難しくなっている企業が多く、**仕事はあれど人材がない**という声もお聞きします。昨年は ChatGPT が話題となり、また、伊藤園のコマーシャルは AI タレントが起用されているようで、動画でも AI が大活躍。もはや何を信じてよいか分からなくなってきました。

人材不足の問題ですが、働き方改革なども重なり、業種によって様々ではあるものの、業務の効率化を考えねばなりません。

いかに AI を“利用して”業務の効率化を図るか。

経理部界限では、昨年よりインボイス制度が、そして今年1月1日からは電子帳簿保存法の義務化が始まりました。初めから 100 点は目指せませんので少しずつで良いと思います。弊所も会計入力 of 簡略化や、各種制度への対応について、出来るだけのご提案をして参りたいと思います。

さて、弊所では数年前までは募集媒体を使って人材を募集しておりましたが、ここ数年は人材紹介会社を利用することが多くなってまいりました。確実性を重視した結果です。

働き方改革の流れの中で、余計な気遣いが必要となったように思いますが、**大切なのは、組織力・チームワーク**です。

同じ理念を持ち、共にこの難しい時代を生きていく同志として、税務会計を通じ社会に貢献していきたいと考えておりますので、今年もどうぞよろしくお祈りします。



(C)年賀素材館 <https://nengasozaikan.com/>

令和6年1月1日より、新NISAスタート！

NISA は、令和6年1月1日現在、18歳以上の方が金融機関に開設した非課税口座で取得した上場株式等について、配当等や上場株式等の譲渡益が非課税となる制度です。

新 NISA では従来のものと比較して、**口座開設可能期間・非課税保有期間の恒久化、年間投資上限額・非課税保有限度額の拡充**がされています。

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間	無期限化		無期限化
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円 ※ 簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 〔 現行のつみたてNISA対象商品と同様 〕		上場株式・投資信託等 ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除く
対象年齢	18歳以上		18歳以上

新 NISA 口座内の上場株式等の譲渡益は、もちろん非課税措置の対象となりますが、**譲渡損失が出た場合には、その損失は無いの**とみなされます。NISA 口座以外の特定口座等で生じた譲渡益との損益通算や、譲渡損失の繰越し控除はできない点にご注意ください。(宮脇)

納付書の事前送付について

金融機関が窓口での納付書の取扱いを終了するようになってきました。また、今年5月以降送付分より、一定の場合に**国税納付書の事前送付がなくなります**。この機会に、ダイレクト納付やインターネットバンキングなどの**電子納税を検討**されてはいかがでしょうか？お手続きは担当者がお手伝いさせていただきます。

なお、ダイレクト納付は今年4月以降、納付指図等を行わなくても、法定納期限内に口座から自動引落を選択することも可能になります。地方税につきましても eLTAX により電子納税が可能です。

※電子納税の種類

- ①ダイレクト納付 (口座振替)
- ②インターネットバンキング納付
- ③クレジットカード納付



(馬場)

住宅ローン控除の改正点

居住開始年月日が令和6年1月1日以降となる場合の住宅ローン控除について、借入限度額の変更が行われ、**原則として省エネ基準に適合していることが要件**となります。

認定長期優良住宅	5,000万円→4,500万円
ZEH 水準省エネ住宅	4,500万円→3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円→3,000万円
一般の新築住宅	3,000万円→0円 (※) ※一定の場合は2,000万円



一般の新築住宅のうち、住宅ローン控除を受けられるものは下記に限られます。

- ◆令和5年12月31日までに建築確認を受けたもの
- ◆令和6年6月30日までに新築されたもの

控除期間は、一般の新築住宅(※一定のもの)については13年間から10年間に短縮されています。他の住宅は13年間のままです。(岡治)

令和6年4月1日から相続登記が義務化されます！

相続人は、不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から**3年以内**に**相続登記**をすることが義務付けられます。

令和6年4月1日より前に相続した不動産についても、義務化の対象です。

(令和9年3月31日までに相続登記が必要)

正当な理由なく相続登記をしない場合には、10万円以下の過料が科される可能性がありますので注意しましょう。(宮脇)

令和6年度税制改正大綱が発表されました



所得税・住民税の定額減税

今年6月から所得税と住民税について**1人当たり計4万円の減税**が行われます。

(※給与収入2,000万円超の方は対象外)

給与所得者は今年6月以降、給与の源泉徴収税額から順次控除することとなります。

中小企業向け賃上げ促進税制

赤字でも、5年以内であれば黒字になるまで**減税の優遇措置を繰越**してできる制度が新設されます。(令和6年4月1日～令和9年3月31日までの間に開始する事業年度)

特例承継計画・個人事業承継計画の提出期限

提出期限が**令和8年3月31日まで延長**されることになりました。(坂本)

編集後記

昨年2023年、今年の漢字に「税」が選ばれました。私たちの暮らしと関わりが深い「税」ですが、少しネガティブなイメージがあるのはなぜでしょう。さて、私は昨年末初めて、宝くじ(年末ジャンボ)を買ってみました。いつもはどうせ当たらないと思って、全然興味がありませんでしたが、今年はCMを見てつい買っちゃいました！結果は秘密です。ちなみに当選金は非課税です！
2024年、少しでも暮らしが豊かに、活気づく年になるように願います。業務2課がお届けしました。(佐伯)